

令和5年5月19日

組合員・ご利用者各位

ちば東葛農業協同組合
代表理事組合長 高橋 一雄

本日、千葉県より、農業協同組合法に基づく業務改善命令を受けました。
組合員・ご利用者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

役職員一同、本命令を真摯に受け止め、関係者の皆様にご信頼いただける組織となるよう、
内部管理態勢を充実・強化し、再発防止の徹底に組織を挙げて取り組んでまいります。